【新電子申請への移行がお済でないお客様へ】

e-Gov 電子申請のリニューアルに伴い、<u>旧電子申請方式(外部連携 API)は 2024年1月31日をもって</u>サービスが終了となります。サービス終了以降は旧電子申請方式では電子申請を行うことが

出来なくなりますので、新電子申請方式(電子申請API)への移行をお願い致します。

2024 年 1 月 31 日時点で旧電子申請で申請中の届出が残っている場合にどのような扱いになるか、 発表がないため期限に余裕を持っての移行をお願い致します。

三昧シリーズでは2022年 9 月 16 日のバージョンアップで、新電子申請方式に対応しております。

新電子申請方式では e-Gov ポータルサイトのアカウントを利用して電子申請を行います。

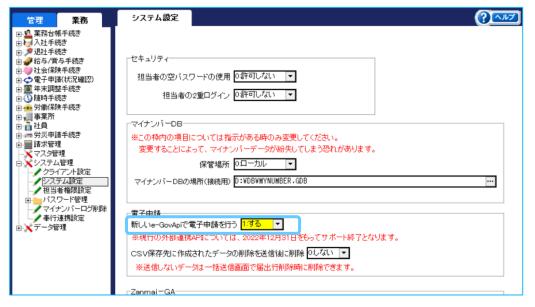
つきましては、新電子申請への移行を円滑に行っていただく為に、未だ新電子申請方式への移行を行っていない お客様におかれましては以下の手順をご参照いただき新電子申請への移行を行ってください。 先ずはご利用中の労務三昧が新電子申請へ移行済みか下記の項目をご確認ください。

【新電子申請の機能が利用可能状態にあるか以下の 3 項目をご確認ください。】

①システム管理>担当者権限設定>e-Gov アカウント情報 は入力済みですか。

担当者権限設定		
担当者コード 001 … 三昧 新一		
担当者名		
担当者力ナ <mark>サウマイシンイチ</mark>		
パスワード設定		
変更前のパスワード ************************************		
変更後のパスワード 口変更前のパスワー 新電子申請機能を利用する為に		
権限設定		
マイナンバー 11権限あり マ データ管理 11権限あり マ		
マスタ管理 1権限あり マシステム管理 1権限あり マ		
e-Govアカウント情報(電子申請を行う為には登録が必要です。) 利用者回設定区分 0新規指定 ▼ 電子申請の管理を他の担当者と行いたい場合、利用者回設定区分を		
4:担当者を設定し利用者の設定済みの担当者コードを指定してください。 【e-Govアカウント情報】		
メールアドレス		
電子データ送信 1権限あり ▼ バスワード		
TIBe-covAPI利用者情報(電子申請を行う為には登録が必要です。) 利用者に設定区分 の新規指定 ・ 電子申請の管理を他の担当者と行いたい場合、利用者に設定区分を ・ おけないを担当している。 ・ はないない。		

②システム管理>システム設定>電子申請>新しい e-GovApi で電子申請を行う が「1:する」になっていますか。



③<u>電子申請(状況確認)</u>が以下の青枠部分のように「申請案件一覧」「(旧)送信案件一覧」「(旧)申請案件一覧」「申請案件一覧(健保組合)」と表示されていますか。



以上の項目どれか一つでも当てはまらない場合は新電子申請機能が利用可能な状態ではない為、 次ページ以降の【新電子申請移行手順】をご確認いただき新電子申請への移行をお願い致します。

上記の項目に入力があり既に新電子申請をご利用中のお客様におかれましては2024 年1月31日以降もそのままご利用いただけますので、以降の手順を行っていただく必要はございません。

新電子申請移行手順書

新電子申請機能を使用するための手順を説明します。

目次

新電子申請事前設定

- □ e-Gov ポータルで e-Gov アカウントの登録
- □ 労務三昧への e-Gov アカウント情報の登録
- □ 労保三昧への e-Gov アカウント情報の登録
- □ 新しい e-GovApi 利用設定

新電子申請新機能

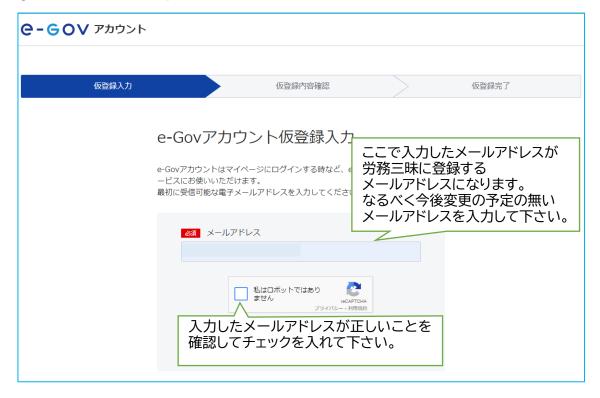
- ·e-Gov アカウント自動認証
- ・プレビュー・チェック

新電子申請事前設定

□ e-Gov ポータルで e-Gov アカウントの登録

新電子申請をご利用いただくには e-Gov アカウントが必要です。 *三昧シリーズの電子申請で<u>は G ビズ ID はご利用いただけません。</u>

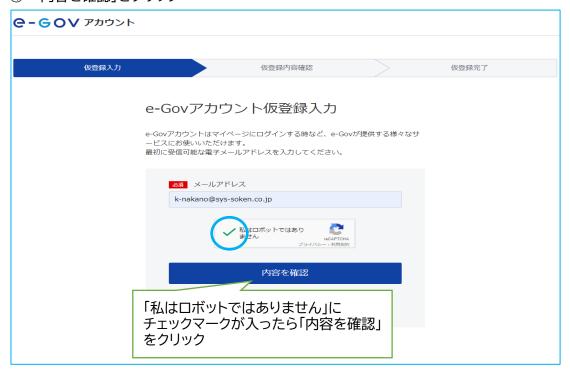
- e-Gov ポータルで e-Gov アカウント登録を行います。
- *担当者ごとにそれぞれ別の申請者情報を設定する場合は人数分の e-Gov アカウントの 登録が必要です。
- *既に e-Gov アカウントをお持ちの場合はそちらをご利用いただくことも可能です。 既存の e-Gov アカウントをご利用になる場合は 7 ページからお読みください。。
- ① 下記 URL にアクセスします。 https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service type=00
- ② メールアドレスを入力します



③「私はロボットではありません」認証画面



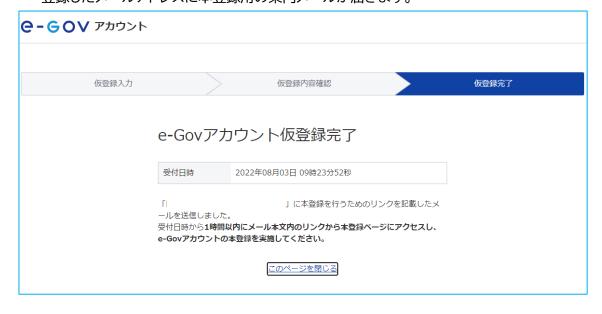
④ 「内容を確認」をクリック



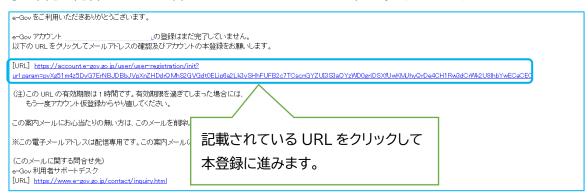
⑤ メールアドレスに間違いがないか最終確認して登録をクリック



⑥ 下図の画面が表示されたら仮登録完了です。登録したメールアドレスに本登録用の案内メールが届きます。



⑦ 下記の内容のメールが届いたら URL をクリックして本登録に進みます。



⑧ パスワードを登録します。



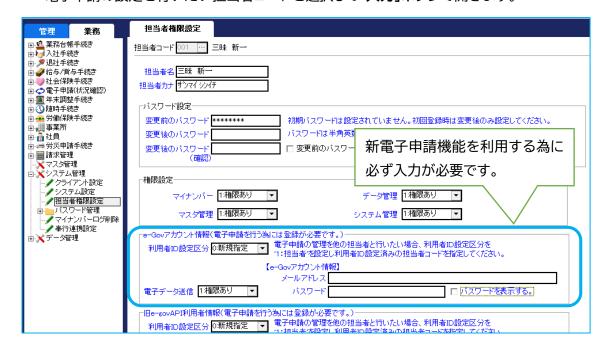
⑨ メールアドレスの最終確認を行い間違いがなければ「登録」をクリック

e‐GOV アカウント		
本登録入力	本登録内容確認	本登録完了
	e-Govアカウント本登録内容 登録内容を確認し、「登録」ボタンを押してください。 メールアドレス <u>戻る</u>	

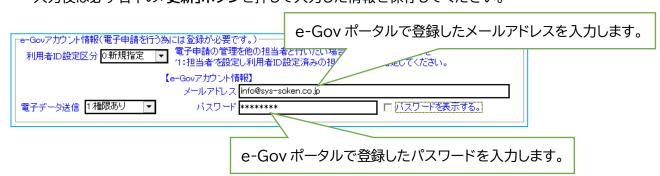
⑩ 下図の画面が表示されたら e-Gov アカウントの登録は完了です。



- □ 労務三昧への e-Gov アカウント情報の登録
 - e-Gov ポータルで登録したメールアドレスとパスワードを労務三昧に登録します。
 - *労務三昧で設定を行う際は設定を行う PC 以外では設定終了まで 労務三昧を閉じておいてください。
- ① 労務三昧のシステム管理>担当者権限設定を開きます。 電子申請の設定を行いたい担当者コードを選択して「**入力」ボタン**で開きます。



②「利用者 ID 設定区分」に「**0:新規指定**」を設定して【e-Gov アカウント情報】欄に e-Gov ポータルで登録したメールアドレスとパスワードを入力します。 入力後は必ず右下の「更新」ボタンを押して入力した情報を保存してください。



③ ②で設定した【e-Gov アカウント情報】を他の担当者でも使いたい場合は ②の設定を行っていない担当者コードを選択して「入力」ボタンで開きます。 「利用者 ID 設定区分」に「1:担当者」を設定して「担当者コード」に ②の登録を行った担当者コードを入力します。

入力後は必ず右下の「更新」ボタンを押して入力した情報を保存してください。

re-Govアカウント情報(電子申請を行う為には登録が必要です。) 利用者ID設定区分 1:担当者 ▼ 1:担当者 を設定し利用者ID設定済みの担当者コードを指定してください。
担当者コード 001 … この担当者の情報を使って電子申請を行います。
电丁アーダスEIS [P1BBXの2] T

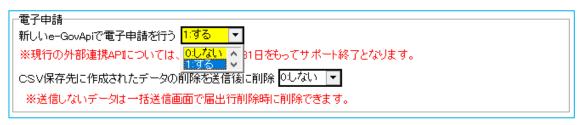
□ 新しい e-GovApi 設定

労務三昧の新電子申請機能を有効にします。

① 労務三昧のシステム管理>システム設定を開きます。



②「電子申請」欄の「新しい e-GovApi で電子申請を行う」を「1:する」にします。 入力後は必ず右下の「更新」ボタンを押して入力した情報を保存してください。

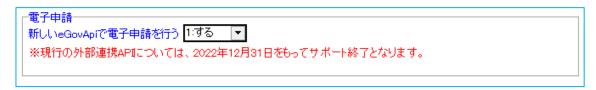


③ 設定した内容を反映させる為に一度労務三昧を終了して<u>再起動</u>してください。 (PCの再起動は不要です。)

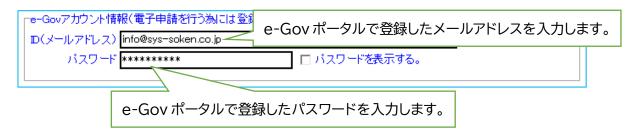
- □ 労保三昧への e-Gov アカウント情報の登録
 - e-Gov ポータルで登録したメールアドレスとパスワードを労保三昧に登録します。
 - *労保三昧で設定を行う際は設定を行う PC 以外では設定終了まで 労保三昧を閉じておいてください。
- ① 労保三昧の管理者>電子申請設定を開きます。



② 「電子申請」欄の「新しい e-GovApi で電子申請を行う」を「1:する」にします。



③【e-Gov アカウント情報】欄に e-Gov ポータルで登録した メールアドレスとパスワードを入力します。 入力後は必ず右下の「更新」ボタンを押して入力した情報を保存してください。



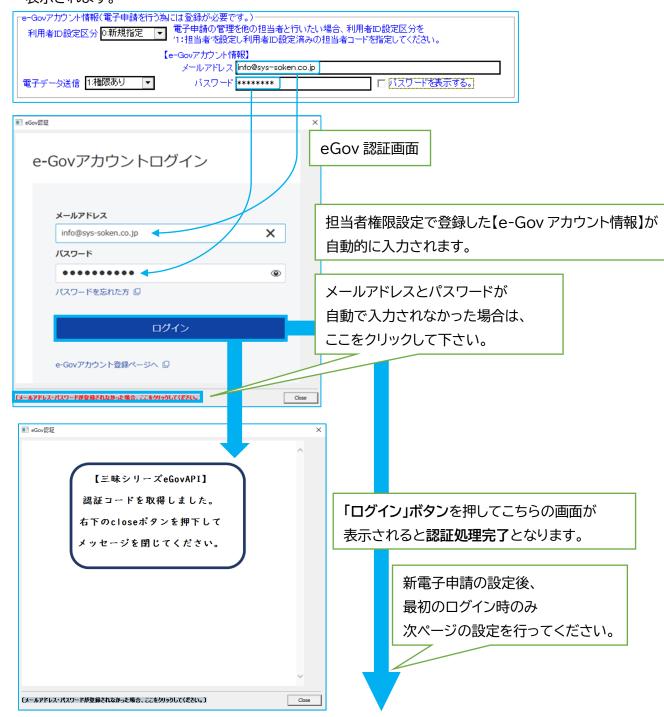
④ 設定した内容を反映させる為に一度労保三昧を終了して<u>再起動</u>してください。 (PC の再起動は不要です。)

新電子申請機能

·e-Gov アカウント認証

e-Gov サーバと通信し処理を行う為に、認証コードが必要になった最初の場面で認証処理が行われます。

【一括申請、状況確認、公文書取得、届書チェック等】を行う際に eGov 認証画面が表示されます。



*新電子申請設定後、最初のログイン時のみ下記の手順で設定を行ってください。

「スマートフォンのアプリケーションを利用して認証を行う方法」と、 「秘密の質問と答えを設定して認証を行う方法」がありどちらかを設定します。 こちらでは「**秘密の質問と答えを設定して認証を行う方法**」をご説明いたします。

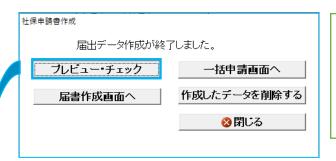
2 要素認証設定(秘密の質問と答えの設定手順)



・プレビュー・チェック

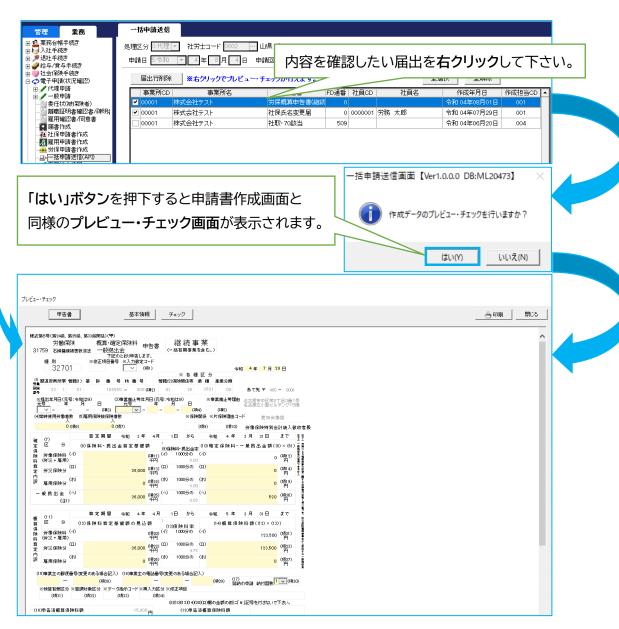
申請書作成画面と一括申請画面で XML 形式の電子申請の内容を

送信前に確認できるようになりました。



申請書作成画面で「作成」ボタン押下後に 左の画面が表示されます。

「プレビュー・チェック」ボタンを押すと プレビュー・チェック画面が表示されます。



·電子申請状況確認

新電子申請用の「申請案件一覧」と旧電子申請の履歴を確認するための「(旧)送信案件一覧」と「(旧)申請案件一覧」がございます。

